

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業について

○ 臨時休業期間について

3月2日（月）はLHR終了後、完全下校とする。

3月3日（火）から3月13日（金）までの間を臨時休業とする。

ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により臨時休業の終了日を変更することがある。

○ 臨時休業期間中の生活等について

(1) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるということを理解し、不要不急の外出を控え、基本的に自宅で過ごすようにすること。

(2) やむを得ず登校する必要がある場合、必ず事前に学校へ連絡すること。

(3) 学校からの連絡は、自宅等への電話で行いますので、確実に連絡が取れるようしておくこと。

なお、学校ホームページやお知らせメールでも情報提供を随時行いますので確認すること。

(4) 手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）、基本的な感染対策を行うとともに、毎朝の検温など、健康観察に努めること。

(5) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、丹後保健所（0772-62-4312）または京都府の専用相談窓口（075-414-4726）へ相談するとともに、学校へも連絡すること。

(6) 学習について

ア 臨時休業の期間中、部活動は禁止とする。

イ 各自の課題に応じて学習に取り組んでおくこと。

ウ 各教科から課題等の指示がある場合は、指示内容を確認の上学習に取り組むこと。

(7) その他、何か相談したいことや報告すべきことなどが生じたときは、速やかに学校へ連絡すること。

○ 3月に予定されていた授業・行事等について

学年末試験、補習・補充、追認試験等の単位認定・進級に関することや教科書購入などの新年度準備に関することについては、追って連絡する。

(1) 学年末試験の実施については、現在、未定である。

(2) 補習や補充のために臨時休業期間中に個別の登校指導を行う場合がある。